

魚沼民商だより

2017年
第2043号
2月 27日

発行 魚沼民主商工会
新潟県魚沼市板木
電話025(792)3064
e-mail:uminyo@raze.conne.jp
〒 946-0032

マイナンバーの取扱 南魚沼市へ緊急申し入れ

2月16日、私たち民商は南魚沼市へ「行政・税務手続きにおいて『マイナンバー』未記載でも不利益を及ぼさないことを徹底することを求める要請書」を提出しました。

民商三役から高橋会長はじめ、岡村副会長、中沢副会長、事務局員が出席し、田村市議、中沢（道）市議も同席致しました。

応対者は梶山税務課長でした。

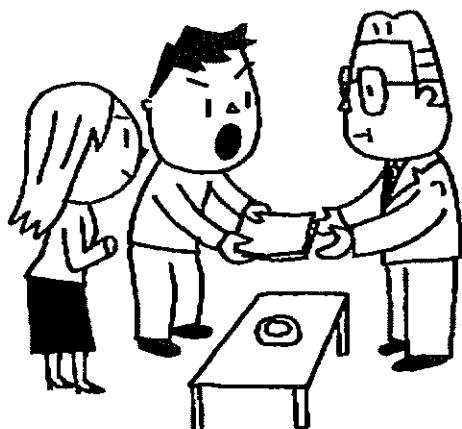
この間、民商は国や行政が国民を管理し情報漏えいの危険が多い「マイナンバー制度」は廃止すべきであると主張し、「マイナンバー」が未記載でも不利益を与えないよう、国や自治体に申し入れてきました。その結果、総務省や国税庁等は「マイナンバー未記載でも書類は受理し、不利益はない」と何度も回答し、昨年12月27日の南魚沼市との要請行動でも「マイナンバーの記載が無くても窓口では、番号記載を強要しない受け取ります」と回答し、また文書回答でも「マイナンバー記載を拒否した場合はそのまま受付します」と戴き確認しています。

しかし南魚沼市役所の窓口、特に税務書類「給与支払報告書」の提出の際で、「マイナンバー未記載の書類は受け取れない」「マイナンバー未記入理由書（以下「理由書」という）を記入してください」との対応で、自営業者の皆さんには「時間を取りられ、とてもいやな思いをした」「理由書を書かされた、後がとても不安」と報告を受けていることから、急ぎよ南魚沼市へ次のことを要望致しました。

【要請項目】

①、これから、マイナンバー未記載の個人住民税・県民税申告書と

【市の回答】
梶山税務課長は、「理由書について、総務省や国税庁等のマイナンバーQ&Aを精査した結果、税務課としてマイナンバー未記載について、その理由を掴み管理する必要があると、拡大解釈して行ったこと」と、「理由書」は法的根拠はなく、誤りであったことを認めました。また「記入した理由書は市民生活部が管理するのみで、何も活用致しません」と述べられ、これはまったく意味の無いことが示されました。
参加者から「市民は不利益を被っている。即課長の判断で、本人に記入した理由書を返すべきだ」と強調しました。



確定申告書等の税務書類は受理し、不利益はないとすべての職員に徹底してください。

②、「理由書」の記入は、昨年12月27日の要請行動に対しても回答とかけ離れた対応です。法的根拠のない「理由書」発行・記入はやめてください。また今後も同様な書類の発行・記入の強要はやめてください。

③、「理由書」について、市の職員から「総務省の指導のもとで行政実務を行っている」と伺っています。「これは総務省の指導要綱（管理制度システム・マニフェル）に則して行っている訳です。今後、記入した「理由書」をどう整理・管理されるのか、そして記入者へどういった手続きが開始されるのですか」と問いただしました。

法律相談のお知らせ	
日 時	3月 14日(火) 午後1時より
会 場	民商事務所 大澤 理尋 先生 (新潟中央法律事務所)
相談料	3,000円
※事前の予約制です。早めに民商事務所までご連絡ください。	

ウラ面もご覧ください！

お知らせ！
労働保険事務組合から

災災保険の「特別加入・一人親方」加入で、H29年度の給付額変更・脱会を検討されている方は3月28日(火)までに、民商事務所まで連絡ください。

尚、申請が遅れますと保険料が発生してしまいます。

三・一三重税反対全国統一行動小千谷魚沼集会！

日時 3月13日(月)
午後1時00分開会
会場 小千谷市民会館

それについて梶山税務課長は「県と相談して決めたい」と述べ、税務課独自の判断では無く、国・県の指導のもとで行われていたことが発覚致しました。
最後に「これから税金申告書等の提出について、マイナンバーが未記載でも受理します」と回答し、後日要請書の文書回答を戴くことも約束致しました。